

令和6年9月 第31回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和6年 9月 25日 (水)				
開催場所		小川町役場3階 大会議室				
開催時刻宣告者		午前・午後 1 時 35 分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 1 時 50 分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子 (会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	(8)	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	(7)	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		13名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲	欠席	竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	8名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					奥田 賢一	事務局長
					森澤 千紘	次長
					櫻井 翔太	主事

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

第31回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和6年9月第31回総会を開会いたします。  
開会時間は午後1時35分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めております。本日は議席番号12番「福島委員」、「久保憲」推進委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

まずはじめに、日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号7番「河村恵」委員、8番「田下三枝子」委員にお願いいたします。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮ることです。

4条許可は、農地所有者本人が、農地を転用する場合の案件です。また、市街化調整区域内の農地転用については埼玉県知事の許可が必要になります。

それでは申請番号1番について読み上げさせていただきます。

(申請番号1番について読み上げ)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額自己資金で賄われており、それを証する書類が添付されております。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員新井實一委員

推進委員の新井が報告いたします。9月21日パトリアに集合し、農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。

この家は裏が山なので前にずらしたいとのことなのですが、道路と家の間が申請地となっており、特に問題ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程3、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので、報告する」とのことあります。

申請番号1番について報告いたします。

(申請番号1番を読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして日程4、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことあります。

申請番号1番から順に報告いたします。

(申請番号1番から順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

次に、「その他」について、その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和6年9月第31回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後1時48分です。